

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第24回)並びに「証券決済制度改革推進会議」(第12回)合同会議議事要旨

【開催日時】 平成21年9月8日(火)午後1時~2時

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【議題】 1. 株券電子化制度の定着に向けた取組状況について

- (1) (株)証券保管振替機構
 - (2) 日本証券業協会
 - (3) 全国銀行協会・(株)三菱東京UFJ銀行
 - (4) 三菱UFJ信託銀行(株)
 - (5) 日本経済団体連合会
2. 今後の証券決済システムの課題について

【議事概要】

・前田座長(証券受渡・決済制度改革懇談会)の挨拶

上場会社の株券電子化は世紀の大プロジェクトである。最も洗練された世界に冠たる制度がこのように順調に運営されているということは誠に喜ばしいことであり、日本の底力を世界に示したものと誇りに思っている。

・神田座長(証券決済制度改革推進会議)の挨拶

関係者の皆様方の努力により、無事、株券電子化を実現することができた。まだ始まったばかりではあるが、この決済インフラが日本でもスムーズに、かつ強力で作られていくことをお祈りする。

1. 株券電子化制度の定着に向けた取組状況について

(1) (株)証券保管振替機構の報告

- ・ 本年1月に株式等振替制度が開始されてから、大きな問題もなく円滑に制度運営が行われているところである。
- ・ 口座残高等の状況は、振替制度の開始時から大きな変動はない。
- ・ 特別口座の株数は、特別口座としての利用が想定される株主名簿管理人の区分口座の残高を単純に集計したもののだが、1月26日の新規記録日に約357億株、3月末で174億株、8月末では118億株となっている。また、特別口座の口座数は、前述の口座内の株主の加入者情報登録数を合計したもので、銘柄毎の名寄せは行われておらず、残高がゼロになった口座の未削除分が含まれているなど、必ずしも正確な株主数を表してはいないが、新規記録日に約1,450万口、2月末で約1,060万口、8月末で971万口である。
- ・ 制度スタート時は(株)証券保管振替機構(以下「ほふり」という。)の区分口座上の自己分・顧客分を区分するため大量の振替が行われたが、それ以降は振替件数・株数ともにほぼ同水準で推移している。
- ・ 総株主通知の状況は、3月末決算の銘柄の総株主通知が期明けの4月に行われているため、4月の株主数及び銘柄数が突出している。また、12月末決算銘柄の中間決算に伴う総株主通知や3月末決算銘柄の四半期報告書作成のための総株主通知請求による総株主通知により、7月の株主数及び銘柄数は、他の月と比較して若干多くなっている。
- ・ 個別株主通知の状況は、3月末決算銘柄の株主総会に合わせて、3月、4月に件数が増加した。
- ・ 発行会社からほふりに対し個々の株主の情報を請求する情報提供請求の状況は、個別株主通知が行われた後、継続して株主であるか否かを発行会社が確認していると考えられることから、個別株主通知と同時期に増加している。

- ・ 株式等振替制度の業務の実施状況は、これまで特段の問題もなく、安定的に制度運営が行われているものと考えている。今後は、加入者情報システムの仕様改善やE T Fの制度改善などの検討を引き続き進めていく。

(2) 日本証券業協会の報告

- ・ 顧客（株主）からの住所等の変更手続、特別口座から証券会社の一般口座への振替及び少数株主権等の行使等の実務の確実な定着に向けて、証券会社各社では、ほぶりの業務規程及び本協会の「標準事務処理手順」等に基づき、社内ルール・事務手続等の整備を図るとともに、社内関係部署及び営業店の営業担当者等に周知徹底を図った。
- ・ 証券会社における顧客との実務対応の一層の円滑化、事務の効率化を図るため、標準事務処理手順等の見直し、徹底を進めて参りたい。
- ・ 証券決済制度改革推進センターでは、発行会社・信託銀行等（T A）と連携を図り、新聞広告等により、特別口座制度、特定口座への受入期限、単元未満株式の買取、配当金の受取方法等についての周知広報活動を行った。
- ・ 株主・一般投資家からの相談・照会窓口である株券電子化コールセンターは、引き続き、来年3月末まで設置し、対応を図って参りたい。
- ・ 株券電子化の実施により、証券会社では、株券の保管・受渡等の管理事務が大幅に軽減されるとともに、オペレーショナルリスクが軽減された。また、顧客（株主）の住所変更、配当金受取方法等の諸手続のワンストップサービスが可能となり、顧客へのサービスが向上した。

(3) 全国銀行協会・(株)三菱東京U F J銀行の報告

- ・ 株式担保取引は特段の問題なく推移している。株券電子化後、取引が大幅に減少しているという話も聞いていない。
- ・ 従来の担保株券の交付、管理における手間などの点では株券電子化のメリットが今後益々広がるのではないかと期待している。
- ・ 積み残しの継続検討事項であった「担保対象の株式の発行会社が上場会社から非上場会社へ移行した場合などへの対応について」は「新振替制度における担保取引上の留意点（発行会社の移行に伴う対応）」として取りまとめ、全国銀行協会のHP上に公表している。
- ・ 次のような株式担保取引に関する問い合わせが寄せられている。

日本証券業協会で行きまとめている振替依頼書の雛形を用いたところ、証券会社から修正を求められた。

担保の任意処分の方法について、ルールはあるか。

複数担保権者の取扱いについて、ルールはあるか。

(4) 三菱U F J信託銀行(株)の報告

- ・ 株主名簿の作成・管理、株主からの諸請求の受付、配当金の支払方法など、株主名簿管理人が行う株式事務の変更点は多岐に渡った。
- ・ 特別口座の管理・振替という新たな事務も担うこととなったが、概括すると、大きな混乱はなく、円滑な運営ができています。
- ・ 総株主通知の受領は、日程、データ内容とも大きな問題なく終えている。
- ・ 株券電子化により、配当金の受取方法の選択肢が増えたが、特に大きな問題もなく事務処理が行われている。
- ・ 株主からの住所変更等の諸届、単元未満株式の買取りや買増し等の諸請求などは、ほぶりからの変更・請求データに基づき事務処理を行っているが、この点についても順調である。

- ・ 名義書換を失念した株主からの救済請求の状況は、現在のところは、株券電子化施行日から1年以内を期限として認められている失念者からの単独請求が主である。株主名簿管理人全体の件数としては、4月は約650件、7月は約400件である。今後の推移を注視していきたい。
- ・ 特別口座の状況は、税法上の特定口座への預け入れ期限が本年5月末であったこともあり、振替申請が集中したが、5月末までに受け付けたものは特例で処理する等の措置が設けられたことにより、大きな混乱なく処理することができた。
- ・ 株主からの問い合わせ等の状況は、2月中旬に特別口座への記録通知を送付したこともあり、特別口座に関する問い合わせが多く寄せられた。5月は特定口座への預け入れ期限であったことから、口座振替や異動証明の発行依頼に関する問い合わせが集中した。
- ・ 手続面に関するもの以外で、特に問い合わせが多いものは、宛名に関するものである。
- ・ 各種照会件数は、株券電子化当初こそ多く寄せられたが、結果的に6月の株主総会後の状況は、株券電子化前の半分程度まで減少している。

(5) 日本経済団体連合会の報告

- ・ 発行会社によっては現在も相当数の特別口座を有し、その維持費用もかさんでいるため、今後とも引き続き特別口座数を減少させていきたい。
- ・ 発行会社の合併等の組織再編の場合に、特別口座管理機関が一本化できないため、発行会社一社に対し複数の口座管理機関が存在することになってしまう。また、代行機関を変更した場合に、特別口座管理機関を変更できないという制約がある。口座管理機関を変更するには、口座管理機関が会社法上の会社分割を行って、管理業務を切り出すしかないと言われていたが、より簡易な方法によって行えるようにして欲しい。
- ・ 株主の少数株主権行使に際し、証券会社においては、申出株主の口座に銘柄の残高の有無の確認を行っていただき、残高がゼロの場合は、受付票に残高がゼロである旨、記載して欲しい。

その他

・ 金融庁の挨拶

- ・ 株券電子化は平成16年6月の法律の公布から施行まで4年半あまりという長期間のプロジェクトであった。
- ・ 株券電子化は、神田先生がおっしゃったとおり「始まったばかり」であり、今後も株券電子化制度の円滑な定着のために取り組む必要があると考えている。株券電子化に係る関係者の皆様におかれては、引き続き特別口座の名義回復や株主情報の管理及び通知等において、万全を期していただきたくお願い申し上げます。
- ・ 安全性、効率性、利便性の高いインフラ制度の構築のため、皆様の引き続きの協力をお願い申し上げます。

・ 主な質疑応答

質問：ほぶりの資料に、個別株主通知の件数が本年4月に48銘柄、1,475件とあるが、かなり多いように思う。

回答：3月決算会社の特定の発行会社に対し、集団で株主提案を行うための個別株主通知があったことから件数が増えている。

2. 今後の証券決済システムの課題について

(1) 事務局（日本証券業協会）の説明

- ・ 証券決済システム改革は、これまで、4つの課題について具体的な取組が進められた。平成21年1月の株券電子化制度の実施により、短期社債（CP）、国債、一般債、投資信託及び株券等の主たる有価証券について、電子化（ペーパーレス化）が実現した。また、主たる有価証券について、ペーパーレス化に合わせ、ほふり、清算機関、日銀ネットを通じたDVPが実現した。
- ・ さらに、ほふりの決済照合システムが整備され、主たる有価証券について振替システムとの連動が実現し、約定から照合・決済プロセスまでのSTPが可能となり、事務の効率化が図られた。今後STP化の一層の推進のため、同システムの一層の機能・対象取引の拡充、メッセージ・フォーマット、コード体系等の国際標準化などの課題への取組が必要となる。
- ・ 決済期間の短縮化については、金融庁が、2007年12月21日に公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」では、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、市場関係者間における検討を推進するとされている。
- ・ 2009年3月に、日本銀行が取りまとめた「リーマン・ブラザーズ証券の破綻がわが国決済システムにもたらした教訓」では、同社が惹き起こした決済不履行を起点に国債市場でフェイルが例を見ない規模で発生した結果、短期間とはいえレポ取引に関する市場流動性が著しく低下したことから、市場関係者において、より強固な決済システムの構築のため国債の決済期間の短縮化の重要性が確認されたとしている。事務局としては、今後の取組むべき証券決済システムの課題として、まずは、国債の決済期間の短縮化について課題の整理・検討して参りたいと考えている。

(2) 出席者のコメント

日本銀行

- ・ 国債の決済期間を現行のT+3からさらに短縮する必要性が指摘されてから10年が経過し、その間に、証券決済システム関連では、振替決済法制の整備、DVP化、RTGS化、STP化の推進、照合システムの導入といった制度面・インフラ面の対応が進んだ。
- ・ 昨年9月にリーマン・ブラザーズ証券の破綻があり、その際の国債取引・決済に係る混乱の経験を通じて、市場関係者の問題意識が改めてこのテーマに向かっている面があるように窺われる。
- ・ 決済期間の短縮が実現すると、未決済残高の圧縮等を通じて市場全体の国債決済の安全性が向上する一方、市場取引の面では、より期間の短いレポ市場の拡大等を通じて、短期金融市場の機能度が向上することが期待される。
- ・ こうした諸々の効果は、わが国金融ビジネスのポテンシャルを高めるものであり、わが国の国債市場における重要な課題であると認識している。
- ・ 従って、市場参加者の間で本件に関する検討が開始されるということであれば、日本銀行としても、そこでの議論に積極的に参画して参りたい。また、弊行では、新日銀ネットの構築に着手したところであり、本件に関する検討の帰趨も踏まえつつ、日銀ネットのファンクショナリティの向上に取組んでいきたいと考えている。

(株)証券保管振替機構

- ・ 株式関連については、受益証券発行信託、いわゆる「JDR」の電子化対応も進めていく。
- ・ CP、一般債、投資信託、決済照合システム、一般振替DVP制度などの他の制度についても、引き続き、利用者ニーズを踏まえた機能改善、拡充を進めていく。
- ・ STP関連では、ISO20022などの国際標準化への対応を進めるとともに、約定・決済の周辺業務を含めた一層のSTP化についても検討したい。

- ・ エクイティ物を含めた有価証券全般についてのレポ取引、貸借取引、担保管理をサポートする機能の導入などは検討テーマの一つである。

(3) 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の設置

以上の説明等を踏まえ、事務局より「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の設置について説明が行われた。その後、国債の決済期間の短縮化に関する検討を進めることと、具体的な課題の整理・検討を行うワーキング・グループ（以下「WG」という。）を証券決済制度改革推進会議の下に設置することが諮られ、いずれの案件も異議なく了承された。

また、当該WGのメンバーについては、証券決済制度改革推進会議の神田座長に一任することとした。

なお、当該WGの設置が了承されたことを受けて、(株)三菱東京UFJ銀行（全国銀行協会会長行）から、以下のとおり発言があった。

- ・ 国債の決済期間の短縮化は、未決済残高を縮減させ、決済リスクの削減に寄与する。また、昨年発生したリーマン・ブラザーズ証券破綻時対応の際に問題となった、デフォルトに伴うポジション再構築コストである価格変動リスクも削減できる。
- ・ 決済期間の短縮化により、T + 0、T + 1のレポ市場の厚みが増せば、市場流動性による短期金融市場の活性化も期待される。
- ・ 今回新たに設置されるWGでは、銀行界として、国債の決済期間の短縮により期待されるメリットと、実施にあたっての課題や克服すべき問題点を様々な角度で洗い出し、整理した上で、実務的な対応策を検討したいと考えている。

以 上